

マニュアルの改訂箇所

章	項目	現行	改訂案
第一章 総則	1. 1. 目的	平成 3 年 10 月に改正された廃棄物処理法が平成 4 年 7 月から施行されたが、同法施行令により、一定の事業活動に伴って生ずる廃石綿等は特別管理産業廃棄物として指定され、通常の産業廃棄物とは異なる規制をうけることになった。また、平成 18 年 10 月の廃棄物処理法施行令の改正により、石綿含有廃棄物に係る収集、運搬、処分等の処理基準が、平成 22 年 12 月の同令の改正により、廃石綿等の埋立処分基準がそれぞれ強化された。	平成 3 年 10 月に改正された廃棄物処理法が平成 4 年 7 月から施行されたが、同法施行令により、一定の事業活動に伴って生ずる廃石綿等は特別管理産業廃棄物として指定され、通常の産業廃棄物とは異なる規制をうけることになった。また、平成 18 年 10 月の廃棄物処理法施行令の改正により、石綿含有廃棄物に係る収集、運搬、処分等の処理基準が、平成 22 年 12 月の同令の改正により、廃石綿等の埋立処分基準がそれぞれ強化された。 また、関係法令として、建築物その他の工作物を解体し、改造し、又は補修する（以下「解体等工事」という。）際に、石綿の飛散を防止することを目的とする大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）及び作業員のばく露防止を目的とする労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）がある。令和 2 年には大気汚染防止法（令和 2 年 6 月 5 日公布、一部を除き施行令和 3 年 4 月 1 日）及び石綿障害予防規則（令和 2 年 7 月 1 日公布、一部の規定を除き令和 3 年 4 月 1 日施行）が改正され、規制が強化された。特に大気汚染防止法においては、全ての石綿含有建材が特定建築材料としての規制対象となり、従来の石綿含有吹付け材や石綿含有保温材等に加えて、新たに石綿含有成形板等や石綿含有仕上塗材が規制対象とされ、けい酸カルシウム板第 1 種については石綿含有成形板等のうち特に石綿等も粉じんが飛散しやすいものとされた。このたび、上記の関係法令の改正に伴い、新たに大気汚染防止法の規制対象となった建築材料の廃棄物に関する取扱いに係る整理を行い、本マニュアルに盛り込んだ。
第一章 総則	1. 1. 目的	なお、今後廃石綿等及び石綿含有廃棄物について新しい知見が集積された段階で、必要に応じて適宜、適切に見直すこととする。	なお、本マニュアルは令和 2 年度までの法及び石綿に関する関連法令やマニュアル等の改正内容を踏まえて改正を行ったものであるが、今後、廃石綿等及び石綿含有廃棄物について新しい知見が集積された段階で、必要に応じて適宜、適切に見直すこととする。
第一章 総則	1. 1. 目的	(3) 一般廃棄物又は産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で指定されたものが特別管理産業廃棄物であり、廃石綿等は特別管理産業廃棄物に該当する。	(3) 一般廃棄物又は産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で指定されたものが特別管理産業廃棄物であり、廃石綿等は特別管理産業廃棄物に該当する。 (特別管理一般廃棄物には該当しない。)

マニュアルの改訂箇所

章	項目	現行	改訂案
第一章 総則	1. 2. 定義 1. 2. 1. 1 廃石綿等の定義 【解説】 1	本文①の「石綿を吹き付けられたもの」とは、大気汚染防止法施行令第3条の3でいう「吹付け石綿」と同義であり、石綿含有吹付け材と表現されることもあるが、本マニュアルでは、以下「吹付け石綿」と表記する。「吹付け石綿」には、石綿含有吹付けロックウール（乾式・湿式）、石綿含有ひる石吹付け材、石綿含有パーライト吹付け材を含む（表 1-1 参照）。	本文①の「石綿を吹き付けられたもの」とは、大気汚染防止法施行令における「吹付け石綿」と同義であり、具体的には、吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール（乾式・湿式）、石綿含有ひる石吹付け材及び石綿含有パーライト吹付け材を指す。「吹付け石綿」は吹付け施工された全ての石綿含有建材を指す場合と、石綿含有建材の具体的な名称として狭義的に使用される場合があるため、本マニュアルでは、法文に関する記載部分を除き、「石綿含有吹付け材」と表記する。（表 1-1 参照）。
第1章 総則	1. 2. 定義 1. 2. 1. 1 廃石綿等の定義 【解説】 2	本文②に該当する保温材、断熱材及び耐火被覆材の具体例を表 1-1 に示す。 本文②ニの「同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材」については、密度が 0.5g/cm ³ 以下のものであって、軽く接触したり、気流があつたりするだけで、材料に含まれる石綿が空气中に飛散するおそれのあるもので、粉体状のもの、若しくは感覚的には手で容易にもみほぐすことができるものが相当する。これに該当するものであって、本文にない保温材としてけい酸カルシウム保温材等がある。また、密度が 0.5g/cm ³ 以下であって、石綿が著しく飛散するおそれのある断熱材、耐火被覆材についても同様に扱うこととする。	本文②に該当する保温材、断熱材及び耐火被覆材の具体例を表 1-1 に示す。本文②ニの「同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材」については、軽く接触したり、気流があつたりするだけで、材料に含まれる石綿が空气中に飛散するおそれのあるもので、粉体状のもの、若しくは感覚的には手で容易にもみほぐすことができるものが相当する。その建材の密度は概ね 0.5g/cm ³ 以下である。その他の断熱材、耐火被覆材についても石綿が著しく飛散するおそれのある建築材料は該当するものであり、具体例を表 1-1 に示す。なお、大気汚染防止法施行令においては「石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材」とされているが、本マニュアルでは、法文に関する記載部分を除き、「石綿含有保温材等」と表記する。

区分	石綿建材の具体例	製造期間	密度 (g/cm ³)
吹付け石綿	吹付け石綿	-	-
	石綿含有吹付けロックウール(乾式・湿式)	-	-
	石綿含有ひる石吹付け材	-	-
	石綿含有パーライト吹付け材	-	-
保温材	石綿保温材	1914～1980	0.3 以下
	けいそう土保温材	1890～1974	0.5 以下
	パーライト保温材	1961～1980	0.2 以下
	けい酸カルシウム保温材	1951～1980	0.22 以下
	水練り保温材	～1988	-
断熱材	屋根用折版表石綿断熱材	～1983	0.5 以下
	煙突石綿断熱材	～1988	
耐火被覆材	石綿含有耐火被覆板	～1978	
	石綿含有けい酸カルシウム板第二種	～1999	
	石綿含有耐火被覆塗り材	-	

区分	石綿建材の具体例	製造期間	密度 (g/cm ³)
石綿含有吹付け材	吹付け石綿	-	-
	石綿含有吹付けロックウール(乾式・湿式)	-	-
	石綿含有ひる石吹付け材	-	-
	石綿含有パーライト吹付け材	-	-
石綿含有保温材	石綿保温材	1960～1978	0.3 以下
	石綿含有けいそう土保温材	～1974	0.5 以下
	石綿含有パーライト保温材	1965～1974	0.2 以下
	石綿含有けい酸カルシウム保温材	1940～1983	0.22 以下
	石綿含有水練り保温材	～1988	-
石綿含有断熱材	屋根用折版表石綿断熱材	1958～1983	0.5 以下
	煙突石綿断熱材	1964～1991	
石綿含有耐火被覆材	石綿含有耐火被覆板	～1983	
	石綿含有けい酸カルシウム板第二種	～2004	
	石綿含有耐火被覆塗り材	不明	

注) 製造期間において、石綿を原料にて混合・調製して使用する建材は“-”と表記する。

マニュアルの改訂箇所

章	項目	現行	改訂案
第1章 総則	1. 2. 定義 1. 2. 1. 1 廃石綿等の定義 【解説】 4	石綿建材除去事業により発生する廃石綿等の具体例を表 1-2 に示す。 表 1-2 石綿建材除去事業により発生する廃石綿等の具体例 <ul style="list-style-type: none"> • 吹付け石綿除去物 • 保温材、断熱材及び耐火被覆材除去物 • 隔離シート • 防じんマスクのフィルタ • 負圧・除じん装置に使用したフィルタ（超高性能微粒子エアフィルタ（HEPAフィルタ）を含む） • 特殊保護衣、靴カバー • 室内掃除用スポンジ 	石綿建材除去事業により発生する廃石綿等の具体例を表 1-2 に示す。 表 1-2 石綿建材除去事業により発生する廃石綿等の具体例 <ul style="list-style-type: none"> • 石綿含有吹付け材除去物 • 石綿含有保温材等除去物 • 隔離シート • 防じんマスクのフィルタ • 集じん排気装置に使用したフィルタ（超高性能微粒子エアフィルタ（HEPAフィルタ）を含む） • 特殊保護衣、靴カバー • 室内掃除用スポンジ
第1章 総則	1. 2. 定義 1. 2. 1. 1 廃石綿等の定義 【解説】 7	大気汚染防止法第 2 条第 11 項に規定する「特定粉じん発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で石綿を発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する石綿が大気の汚染の原因となるものであって、次の施設をいう。	大気汚染防止法第 2 条第 10 項に規定する「特定粉じん発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で石綿を発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する石綿が大気の汚染の原因となるものであって、次の施設をいう。
第1章 総則	1. 2. 定義 1. 2. 1. 1 廃石綿等の定義 【解説】 7	(追記)	なお、届出がなされた特定粉じん発生施設は、平成 19 年末までに全て廃止の届出がなされた。 参照： https://www.env.go.jp/press/9527.html

マニュアルの改訂箇所

章	項目	現行	改訂案
第1章 総則	<p>1. 2. 定義</p> <p>1. 2. 1. 2 石綿含有廃棄物の定義</p> <p>【解説】</p>	<p>石綿含有廃棄物は、以下に示す石綿含有成形板や石綿含有ビニル床タイル等が解体工事等により撤去され廃棄物となったものをいう。</p> <p>石綿含有成形板とは、セメント、けい酸カルシウム等の原料に、石綿を補強繊維として混合し、成形されたもののうち、石綿含有率が0.1重量%を超えるものをいう。</p> <p>石綿含有成形板では繊維強化セメント板（JIS A 5430-2001）が種類も多く、建築用に広く使用されてきており、石綿含有スレート（波板、ボード）、石綿含有パーライト板、石綿含有けい酸カルシウム板、石綿含有スラグ石膏板がそれに相当する。</p> <p>この他、石綿含有窯業系サイディング（JIS A 5422-2002）、石綿含有パルプセメント板（JIS A 5414-1993）、石綿含有住宅屋根用化粧スレート（JIS A 5423-2000）、石綿含有セメント円筒等（JIS A 5405-1982）がある。また、石綿含有スレート・木毛セメント積層板（JIS A 5426-1995）のように石綿含有成形板との複合板等もある。</p>	<p>石綿含有廃棄物は、以下に示す石綿含有成形板や石綿含有ビニル床タイル、石綿含有仕上塗材等が解体等工事により撤去され廃棄物となったものをいう。また、石綿を含有する建材とみなして撤去され廃棄物となったものも石綿含有廃棄物とみなされる。それらが排出される解体工事等（廃石綿等が排出される解体等工事は除く。）において廃棄されるプラスチックシート、防じんマスク、作業衣その他の用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれのあるものについては、付着した石綿を吸い取る又は拭き取ることが望ましいが、それが難しい場合は石綿含有廃棄物が付着した廃棄物として同様に扱われる必要がある。なお、石綿の飛散は肉眼では確認が難しいものであるため、石綿の付着のおそれについては慎重に判断される必要がある。</p> <p>石綿含有成形板とは、セメント、けい酸カルシウム等の原料に、石綿を補強繊維等として混合し、成形されたもののうち、石綿含有率が0.1重量%を超えるものをいう。</p> <p>石綿含有成形板では繊維強化セメント板（JIS A 5430 他）が種類も多く、建築用に広く使用されてきており、石綿含有スレート（波板、ボード）、石綿含有パーライト板、石綿含有けい酸カルシウム板、石綿含有スラグ石膏板がそれに相当する。けい酸カルシウム板第1種も石綿含有成形板に含まれ、その廃棄物は石綿含有廃棄物として扱うこととなるが、石綿含有成形板等の中でも比較的飛散性の高いものとして、第3章以降に後述するとおり排出や処理時の取扱いには留意が必要である。</p> <p>この他、石綿含有窯業系サイディング（JIS A 5422）、石綿含有パルプセメント板（JIS A 5414 他）、石綿含有住宅屋根用化粧スレート（JIS A 5423）、石綿含有セメント円筒（JIS A 5405）がある。また、石綿含有スレート・木毛セメント積層板（JIS A 5426）のように石綿含有成形板との複合板等もある。</p>

マニュアルの改訂箇所

章	項目	現行	改定案
第1章 総則	1. 2. 定義 1. 2. 1. 2 石綿含有廃棄物の定義 【解説】	<p>なお、これらの石綿含有成形板が廃棄物となったものは、主に産業廃棄物の「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物」（がれき類）（令第2条第9号）又は「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」（令第2条第7号）に該当する。</p>	<p>石綿含有仕上塗材とは、JIS A 6909 に定められた建築用仕上塗材（しあげぬりざい）のうち、石綿が含有されているものであり、大気汚染防止法施行令においても規定されている。なお、仕上塗材の施工時に使用される石綿含有下地調整塗材については、石綿含有成形板等に区分され、内装仕上げに用いられる石綿含有ひる石吹付け材及び石綿含有パーライト吹付け材については、表1-1に示したとおり石綿含有吹付け材に区分される。</p> <p>石綿含有廃棄物は、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するものとされているが、それは除去前の建材における含有濃度で判断するものであるため、石綿が付着しているおそれのある用具又は器具について、その全体の重量により含有濃度を算出することは適切ではない。また、用具又は器具に付着した廃棄物は、石綿含有廃棄物の中でも比較的飛散性が高いと考えられることに留意が必要である。</p> <p>なお、これらの石綿含有成形板等が廃棄物となったものは、主に産業廃棄物の「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物」（がれき類）（令第2条第9号）又は「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」（令第2条第7号）に該当する。</p> <p>ただし、除去された工法によっては、石綿含有仕上塗材が廃棄物になったものは産業廃棄物の「汚泥」に該当する場合もある。いずれの場合においても、産業廃棄物の種類については個別の状況に応じて都道府県又は政令市により適切に判断されたい。</p>

マニュアルの改訂箇所

章	項目	現行	改定案
第1章 総則	1. 2. 定義 1. 2. 1. 2 石綿含有廃棄物の定義 【解説】 <石綿を含有する家庭用品の廃棄物について>	(新設)	<p><石綿を含有する家庭用品の廃棄物について></p> <p>石綿の製造、輸入、譲渡、提供、使用等が禁止された平成18年9月以降点においても、石綿が0.1%を超えて含まれている家庭用品が廃棄物として排出されることが想定され、その処理における留意事項については、破碎等の処理の過程における石綿の挙動に関する科学的知見やその適正な処理方法等の在り方についての検討を踏まえ、下記通知①で周知していたところである。</p> <p>その後の令和2年11月以降においても、特定のメーカーから販売されたバスマット、コースター等の珪藻土製品中に、基準を超える石綿が含まれているもの（以下「石綿含有珪藻土バスマット等」という。）があることが判明している。これらの廃棄物は、法令の定義上は石綿含有廃棄物に該当しないものであるが、その性状等により処理の過程において石綿が飛散するおそれがあることを考慮し、石綿等の粉じんによる労働者の健康障害を予防した上で適正に処理されることが必要である。</p> <p>石綿含有珪藻土バスマット等については、基本的にメーカー等により回収されることとなるが、家庭等から一般廃棄物として排出されるなどの場合においては、各地方公共団体においてその処理の必要性が生じることが考えられる。その場合には、各都道府県又は政令市産業廃棄物部局と連携の上、平時から石綿含有廃棄物の収集、運搬又は処分を行っている廃棄物処理業者に石綿含有珪藻土バスマット等の処理を委託すること、収集又は運搬により各地方公共団体において回収した石綿含有珪藻土バスマット等の処理方法等について、当該製品の販売元であるメーカー等と調整を行うことも考えられる。又は、各地方公共団体において処理する場合であって、その性状等により処理の過程において石綿が飛散するおそれがある場合は、処理の過程でいたずらな破碎をできる限り少なくする等、石綿含有一般廃棄物に準じた処理を行うこととし、その処理方法については令第3条に規定する石綿含有一般廃棄物の処理基準及び下記通知①～③を参照されたい。</p>

マニュアルの改訂箇所

章	項目	現行	改定案
第1章 総則	1. 2. 定義 1. 2. 1. 2 石綿含有廃棄物の定義 【解説】 <石綿を含有する家庭用品の廃棄物について>	(新設)	<p>また、メーカー等の事業者から産業廃棄物として排出される石綿含有珪藻土バスマット等の廃棄物についても、その性状等により処理の過程において石綿が飛散するおそれがある場合は、石綿含有産業廃棄物に準じた処理を行うこととし、その処理方法については令6条に規定する石綿含有産業廃棄物の処理基準及び下記通知②、③を参照されたい。</p> <p>(通知①)「石綿含有家庭用品を処理する際の留意すべき事項について(環廃対発第 060609002 号)」 https://www.env.go.jp/hourei/add/k005.pdf</p> <p>(通知②)「石綿を含有するバスマット及びコースター等の処理方法等について(基安化発 0129 第 1 号、環循適発第 2101291 号、環循規発第 2101297 号)」 http://www.env.go.jp/recycle/waste/asbestos/210129.pdf</p> <p>(通知③)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について(環廃対発第 060927001 号、環廃産発第 060927002 号)」 http://www.env.go.jp/recycle/waste/asbestos/210129_betten.pdf</p>

マニュアルの改訂箇所

章	項目	現行	改定案
第1章 総則	1. 2. 定義 1. 2. 2 その他の用語の定義	<p>① 石綿建材除去事業 石綿建材除去事業とは、建築物その他の工作物に用いられる材料であって石綿を吹き付けられ、又は含むものの除去を行う事業をいう。 なお、大気汚染防止法第2条第12項でいう特定建築材料を除去する事業（特定粉じん排出等作業）と同義である。 石綿建材除去事業により除去された石綿建材は、廃石綿等に該当する。</p> <p>② 石綿含有成形板等除去事業 石綿含有成形板等除去事業とは、工作物から、石綿含有成形板や石綿含有ビニル床タイル等を除去する事業をいう。 石綿含有成形板等除去事業により除去された石綿含有成形板等は、石綿含有廃棄物に該当する。</p>	<p>① 石綿建材除去事業 石綿建材除去事業とは、建築物その他の工作物に用いられる材料であって石綿を吹き付けられ、又は含むものの除去を行う事業をいうもので、令第2条の4第5号トにおいて定められている。 なお、大気汚染防止法においては、第2条第12項で特定粉じん（石綿）排出等作業を伴う建設工事を「特定工事」として定めているところ、さらにそのうち特定粉じんを多量に発生させる等の原因となる特定建築材料（石綿含有吹付け材及び石綿含有保温材等）に係る特定工事を同法第18条の17で「届出対象特定工事」として定めているところであり、これが石綿建材除去事業と同義となる。 石綿建材除去事業により除去された石綿建材は、廃石綿等に該当する。</p> <p>② 石綿含有成形板等除去事業 石綿含有成形板等除去事業とは、工作物から、石綿含有成形板や石綿含有ビニル床タイル等を除去する事業（石綿建材除去事業に該当するものを除く。）をいうもので、大気汚染防止法における届出対象特定工事以外の特定工事に該当する。 石綿含有成形板等除去事業により除去された石綿含有成形板等は、石綿含有廃棄物に該当する。</p> <p>③ 石綿含有仕上塗材除去事業 石綿含有仕上塗材除去事業とは、工作物から、石綿含有仕上塗材を除去する事業（石綿建材除去事業に該当するものを除く。）をいうもので、大気汚染防止法における届出対象特定工事以外の特定工事に該当する。 石綿含有仕上塗材除去事業により除去された廃棄物は、石綿含有廃棄物に該当する。</p>
第1章 総則	1. 3. 処理フロー 〈産業廃棄物〉 (廃石綿等についての記述)	<p>○工作物に用いられる材料から除去された吹付け石綿、石綿を含む保温材、断熱材及び耐火被覆材</p> <p>○建築物から除去された吹付け石綿、石綿を含む保温材、断熱材及び耐火被覆材</p>	<p>○工作物に用いられる材料から除去された吹付け石綿含有吹付け材、石綿含有を含む保温材等、断熱材及び耐火被覆材</p> <p>○建築物から除去された石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等吹付け、断熱材及び耐火被覆材</p>
第1章 総則	1. 3. 処理フロー 〈産業廃棄物〉 (ストック量に関する記述)	<p>ストック量 数十万トン</p> <p>4.0万t/年発生（H20）</p> <p>3.8万t/年発生（H21）</p>	削除

マニュアルの改訂箇所

章	項目	現行	改定案
第1章 総則	1. 3. 処理フロー 〈産業廃棄物〉 (石綿含有産業廃棄物についての記述)	○石綿スレート等の外装材、床タイル等 【工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの】	○石綿スレート等の外装材、 床タイル等の石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材 【工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの】
第1章 総則	1. 3. 処理フロー 〈産業廃棄物〉 (ストック量に関する記述)	ストック量 4000万トン (100万トン/年 以上発生)	削除
第1章 総則	1. 3. 処理フロー 〈産業廃棄物〉 (石綿含有産業廃棄物についての記述)	○日曜大工によって排出された石綿スレート等の外装材等 【工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる一般廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの】	○日曜大工によって排出された石綿スレート等の外装材等の 石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材 【工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる一般廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの】
第1章 総則	1. 3. 処理フロー 〈産業廃棄物〉 (ストック量に関する記述)	(数トン/年 発生)	削除

マニュアルの改訂箇所

章	項目	現行	改定案
第2章 計画	2. 1. 計画 2. 1. 排出自業者による管理体制 2. 1. 1 排出事業内腕での管理体制 【解説】 3	石綿建材除去事業又は石綿含有成形板等除去事業における排出事業者は、原則として元請業者が該当する。建設工事等において関係者が多数いる場合には、廃棄物処理についての責任の所在が曖昧にならないよう、実際の工事の施工は下請業者が行っている場合であっても発注者から直接工事を請け負った元請業者を排出事業者とし、元請業者に処理責任を負わせることとしている。	石綿建材除去事業、石綿含有成形板等除去事業又は石綿含有仕上塗材除去事業における排出事業者は、原則として元請業者が該当する。建設工事等において関係者が多数いる場合には、廃棄物処理についての責任の所在が曖昧にならないよう、実際の工事の施工は下請業者が行っている場合であっても発注者から直接工事を請け負った元請業者を排出事業者とし、元請業者に処理責任を負わせることとしている。
第2章 計画	2. 1. 計画 2. 1. 排出自業者による管理体制 2. 1. 1 排出事業内腕での管理体制 【解説】 4	(新設)	排出事業者は、廃棄物処理業者に産業廃棄物の処理を委託した場合であっても、排出事業者が処理責任があることには変わりなく、産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。不適正な処理を行う廃棄物処理業者に委託していたことが明らかになれば、排出事業者も廃棄物処理法の措置命令の対象になる可能性があるとともに、社名等が公表され、コンプライアンスを十分に果たしていない事業者として社会的な評価を落としかねないリスクを十分に認識する必要がある。詳細は、排出事業者責任に係る通知、チェックリスト等も参照されたい。 参照： http://www.env.go.jp/recycle/waste/haisyutsu.html
第2章 計画	2. 2. 石綿有無の事前確認	① 事業者は、建築物、工作物又は船舶の解体、破砕等の作業（吹き付けられた石綿等の除去作業含む。）、又は、石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を行うときは、あらかじめ、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておかなければならない。 (参) 石綿障害予防規則第3条 ② 発注者は、当該仕事の請負人に対し、当該仕事に係る建築物、工作物又は船舶における石綿の使用状況等を通知するように努めること。 (参) 石綿障害予防規則第8条	排出事業者は、廃棄物を排出するに当たって、廃棄物が廃石綿等又は石綿含有廃棄物に該当するかを確認する必要があるが、関係法令により、解体等工事を行う際には建築物その他の工作物に石綿が使用されているかを事前に確認することとされていることから、廃棄物該当性を判断するに当たっては、その事前確認の結果を活用することができる。

マニュアルの改訂箇所

章	項目	現行	改定案
第2章 計画	2. 2. 石綿有無の事前確認 【解説】1	法では事前確認についての規定はないが、石綿障害予防規則では、第3条において、事業者は建築物、工作物又は船舶の解体、破碎等の作業（吹き付けられた石綿等の除去作業含む。）、又は、石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を行うときは、あらかじめ、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておかなければならないとされている。 (参) 石綿障害予防規則 第3条	法では事前確認についての規定はないが、石綿障害予防規則第3条及び大気汚染防止法第18条の15では、建築物等の解体・改修等工事において事前調査を実施することが定められているため、事業者は建築物等の解体又は改修（封じ込め又は囲い込みを含む）の作業を行うときは、あらかじめ、当該建築物等（それぞれ解体等の作業に係る部分に限る。）について石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておかなければならないとされている。 (参) 石綿障害予防規則 第3条 (参) 大気汚染防止法第18条の15
第2章 計画	2. 2. 石綿有無の事前確認 【解説】2	石綿含有成形板については、石綿に係る規制の強化に伴い、代替繊維の使用や識別表示の取組が行われてきた。これらの取組開始時期や識別表示の有無により、石綿が含まれるかどうかの目安にすることが可能である。 (1) 無石綿化の取組 石綿含有成形板は、石綿に係る規制の強化に伴い、建材業界の自主的な取組により、順次石綿を使用しない建材に代替（表2-2参照）されてきたが、労働安全衛生法施行令の改正により、平成16年（2004年）10月1日から製造、販売及び輸入が禁止された。	石綿含有成形板については、代替繊維の使用や識別表示の取組が行われてきた。これらの取組開始時期や識別表示の有無、メーカーから示されている石綿含有建材の情報等を石綿が含まれるかどうかの目安にすることが可能である。 (1) 無石綿化の取組 石綿含有成形板は、順次石綿を使用しない建材に代替（表2-2参照）されてきたが、労働安全衛生法施行令の改正により、平成16年（2004年）10月1日から製造、販売及び輸入が禁止され、平成18年（2006年）9月1日以降は、石綿を0.1%を超えて含有する製品が全面禁止となった。（一部の製品は猶予措置が設けられていたが、平成24年（2012年）3月1日以降は猶予措置が撤廃された。）

表2-2 主な石綿含有成形板の製造期間、使用箇所等

製品の種類	製造期間 (西暦)	主な使用箇所	代替製品の 使用開始年
石綿含有スレート(波板・ボード)	1931～2004	屋根、外壁、内壁	1988～
石綿含有住宅屋根用化粧スレート	1961～2004	屋根	-
石綿含有サイディング	1967～2004	外壁	1973～
石綿含有 けい 酸カルシウム板第一種	1983～1994	内壁、天井	1984～
石綿含有パルプセメント板	1954～2004	内壁、天井	1987～
石綿含有スラグ石膏板	1973～2004	内壁、天井	1993～
石綿含有耐火被覆板（ けい 酸カルシウム板第二種も含む）	1963～1990	鉄骨	1973～
石綿含有押出成形セメント板	1970～2004	外壁、内壁、天井、床	1992～
石綿含有ビニル床タイル	～1986	床	-

※ 各建材メーカーによって製造期間は異なっているが、参考までに建材業界全体としての最長製造期間を示す。

表2-2 主な石綿含有成形板の製造期間、使用箇所等

製品の種類	製造期間 (西暦)	主な使用箇所	代替製品の 使用開始年
石綿含有スレート(波板・ボード)	1931～2004	屋根、外壁、内壁	1988～
石綿含有住宅屋根用化粧スレート	1961～2004	屋根	-
石綿含有サイディング	1967～2004	外壁	1973～
石綿含有 けい 酸カルシウム板第一種	1983～2004	内壁、天井	1984～
石綿含有パルプセメント板	1954～2004	内壁、天井	1987～
石綿含有スラグ石膏板	1973～2004	内壁、天井	1993～
石綿含有耐火被覆板（ けい 酸カルシウム板第二種も含む）	1963～1990	鉄骨	1973～
石綿含有押出成形セメント板	1970～2004	外壁、内壁、天井、床	1992～
石綿含有ビニル床タイル	1962～1986	床	-

※ 各建材メーカーによって製造期間は異なっているが、参考までに建材業界全体としての最長製造期間を示す。

マニュアルの改訂箇所

章	項目	現行	改定案										
第2章 計画	2. 2. 石綿有無の事前確認 【解説】3	<p>建築物等に使用されている建材等が石綿を含むものであるか否かについては、外見のみで判断することが困難であることから、設計図書から確認をする必要がある。建築物等が建設されてから長い年月が経過している場合、又は、住宅、小規模店舗等で設計図書が残されていない場合には、当該建築物等に係わった設計士、建設業者、建材メーカー等へ問い合わせることにより石綿含有建材等の確認をすることも有効と考えられる。この際、建築年が指標になる場合があるので、建築年の把握も必要となる。</p> <p>なお、石綿含有建材等かどうか確認できない場合は、必要な分析を実施する。分析を実施しない場合は、廃石綿等又は石綿含有廃棄物として排出する。</p>	<p>建築物等に使用されている建材等が石綿を含むものであるか否かについては、外見のみで判断することが困難であることから、設計図書から確認をする必要がある。建築物等が建設されてから長い年月が経過している場合、又は、住宅、小規模店舗等で設計図書が残されていない場合には、当該建築物等に係わった設計士、建設業者、建材メーカー等へ問い合わせることにより石綿含有建材等の確認をすることも有効と考えられる。この際、建築年が指標になる場合があるので、建築年の把握も必要となる。</p> <p>建築物、工作物等の着工日が、一部のガスケット及びグランドパッキンを除く建材については平成 18 年 9 月 1 日以降であることが、ガスケット及びグランドパッキンについては同日以降の一定の猶予期間が終了した日以降であることが、設計図書等の書面調査において明らかとなった場合は、石綿含有建材が使用されていないこととして、その後の書面調査及び現地での目視調査は不要であるとされている。(表 2-3 参照) したがって、廃棄物の処理を委託するに当たっても、着工日等が記された書面をもって廃棄物には石綿が含まれないものであると証することができる。</p> <p>表 2-3 石綿含有建材が使用されていないこととできる着工日</p> <table border="1" data-bbox="1795 1113 2715 1736"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1795 1113 1855 1197">イ)</td> <td data-bbox="1855 1113 2715 1197">平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した建築物等（ロからホまでに掲げるものを除く。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1795 1197 1855 1333">ロ)</td> <td data-bbox="1855 1197 2715 1333">平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した非鉄金属製造業の用に供する施設の設備（配管を含む。以下同じ。）であって、平成 19 年 10 月 1 日以後にその接合部分にガスケットを設置したもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1795 1333 1855 1470">ハ)</td> <td data-bbox="1855 1333 2715 1470">平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した鉄鋼業の用に供する施設の設備であって、平成 21 年 4 月 1 日以後にその接合部分にガスケット又はグランドパッキンを設置したもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1795 1470 1855 1606">ニ)</td> <td data-bbox="1855 1470 2715 1606">平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した化学工業の用に供する施設の設備であって、平成 23 年 3 月 1 日以後にその接合部分にグランドパッキンを設置したもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1795 1606 1855 1736">ホ)</td> <td data-bbox="1855 1606 2715 1736">平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した化学工業の用に供する施設の設備であって、平成 24 年 3 月 1 日以後にその接合部分にガスケットを設置したもの</td> </tr> </tbody> </table>	イ)	平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した建築物等（ロからホまでに掲げるものを除く。）	ロ)	平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した非鉄金属製造業の用に供する施設の設備（配管を含む。以下同じ。）であって、平成 19 年 10 月 1 日以後にその接合部分にガスケットを設置したもの	ハ)	平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した鉄鋼業の用に供する施設の設備であって、平成 21 年 4 月 1 日以後にその接合部分にガスケット又はグランドパッキンを設置したもの	ニ)	平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した化学工業の用に供する施設の設備であって、平成 23 年 3 月 1 日以後にその接合部分にグランドパッキンを設置したもの	ホ)	平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した化学工業の用に供する施設の設備であって、平成 24 年 3 月 1 日以後にその接合部分にガスケットを設置したもの
イ)	平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した建築物等（ロからホまでに掲げるものを除く。）												
ロ)	平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した非鉄金属製造業の用に供する施設の設備（配管を含む。以下同じ。）であって、平成 19 年 10 月 1 日以後にその接合部分にガスケットを設置したもの												
ハ)	平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した鉄鋼業の用に供する施設の設備であって、平成 21 年 4 月 1 日以後にその接合部分にガスケット又はグランドパッキンを設置したもの												
ニ)	平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した化学工業の用に供する施設の設備であって、平成 23 年 3 月 1 日以後にその接合部分にグランドパッキンを設置したもの												
ホ)	平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した化学工業の用に供する施設の設備であって、平成 24 年 3 月 1 日以後にその接合部分にガスケットを設置したもの												

マニュアルの改訂箇所

章	項目	現行	改定案
第2章 計画	2. 2. 石綿有無の事前確認 【解説】3	なお、石綿含有建材等かどうか確認できない場合は、必要な分析を実施する。分析を実施しない場合は、廃石綿等又は石綿含有廃棄物として排出する。	なお、石綿含有建材等かどうか確認できない場合は、必要な分析を実施する。分析を実施しない場合は、 石綿を含有するとみなして 廃石綿等又は石綿含有廃棄物として排出する。
第2章 計画	2. 2. 石綿有無の事前確認 【解説】5	(新設)	建築物等に使用されている石綿を含む建築材料についての情報は、経済産業省と国土交通省が連携して、建材の石綿含有状況に関する情報を簡便に把握できるようにするため整理した「石綿（アスベスト）含有建材データベース」で確認できる。ただし、データベースには、すべての石綿含有建材が掲載されているものではないことから、データベースに存在しないことを以て石綿含有なしの証明にすることはできない点に注意が必要である。 参照： https://www.asbestos-database.jp/
第2章 計画	2. 3. 処理計画の策定 【解説】1に追記	(新設)	また、規則様式第2号の13における「電子情報処理組織の使用に関する事項」欄の「特別管理産業廃棄物排出量」が50トン以上の者は、「今後実施する予定の取組（等）」に、電子マニフェストへの加入（未加入者は加入予定、既加入者は加入済みである旨）、電子マニフェスト対応処理業者との契約等について記載するとともに、情報処理センターに登録することが困難な事由（規則第8条の31の4）があらかじめ明らかな場合は、その旨及び理由を記載すること。
第2章 計画	2. 4 処理経路 【解説】2	<p>図 2-3 石綿含有産業廃棄物の処理経路の例</p>	<p>図 2-3 石綿含有産業廃棄物の処理経路の例</p>
第2章 計画	2. 4 処理経路 【解説】2	(2)のケースでは、石綿含有産業廃棄物は最終処分場のうちの一定の場所において、かつ、分散しないように行わなければならない。石綿含有産業廃棄物が飛散すれば処理基準違反となる。なお、最終処分場の残余容量がひっ迫していることに鑑み、可能な限り、(1)の方法により中間処理（熔融処理又は無害化処理）することが望ましい。	(2)のケースでは、石綿含有産業廃棄物は最終処分場のうちの一定の場所において、かつ、分散しないように行わなければならない。石綿含有産業廃棄物が飛散すれば処理基準違反となる。 石綿含有産業廃棄物が、がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏板を除く）等の安定型産業廃棄物（令第6条第1項第3号イ）に該当する場合は安定型最終処分場で処分することができる。石綿含有産業廃棄物が汚泥等の安定型産業廃棄物以外の廃棄物に該当する場合は、管理型最終処分場又は遮断型最終処分場で処分する必要がある。 なお、最終処分場の残余容量がひっ迫していることに鑑み、可能な限り、(1)の方法により中間処理（熔融処理又は無害化処理）することが望ましい。

マニュアルの改訂箇所

章	項目	現行	改定案
第2章 計画	2. 5. 廃棄物処理 2. 5. 2 事業者による処理 【解説】 5	上記4の(3)の規定は、特別管理産業廃棄物は人の健康又は生活環境の保全上被害を生じさせるおそれがある性状を有する産業廃棄物であることに鑑み、その性状等について最もよく知っている排出事業者から処理業者に、必要な情報が確実に伝達されるよう規定されているものである。この情報伝達を行わないだけでも委託基準違反になる。	上記4の(3)の規定は、特別管理産業廃棄物は人の健康又は生活環境に係る被害を生じさせるおそれがある性状を有する産業廃棄物であることに鑑み、その性状等について最もよく知っている排出事業者から処理業者に、必要な情報が確実に伝達されるよう規定されているものである。この情報伝達を行わないだけでも委託基準違反になる。
第2章 計画	2. 6. 作業者の安全管理 【解説】	<p>なお、上記(1)の石綿作業主任者は、2006年3月31日までに特定化学物質等作業主任者技能講習を終了した者からも、選任することができる。</p> <p>その他、石綿等を取り扱う作業に従事させる場合における洗浄設備の設置（石綿障害予防規則第31条）、喫煙等の禁止（石綿障害予防規則第33条）、粉じんが発散する屋内作業場における局所排気装置等の設置（石綿障害予防規則第12条）、石綿等の切断等の作業における湿潤化（石綿障害予防規則第13条）、保護具の使用（石綿障害予防規則第14条）、常時石綿等が取り扱われる屋内作業場における作業環境測定（石綿障害予防規則第36条）等の規定にも留意する必要がある。</p> <p>また、廃石綿等処理業者及び石綿含有廃棄物処理業者は、取扱い作業員に対して特別教育を行うことが望ましい。</p>	<p>なお、上記(1)の石綿作業主任者は、2006年3月31日までに特定化学物質等作業主任者技能講習を終了した者からも、選任することができる。</p> <p>その他、石綿等を取り扱う作業に従事させる場合における洗眼、洗身又はうがいの設備、更衣設備及び洗濯のための設備の設置（石綿障害予防規則第31条）、喫煙等の禁止（石綿障害予防規則第33条）、粉じんが発散する屋内作業場における局所排気装置等の設置（石綿障害予防規則第12条）、石綿等の切断等の作業における湿潤化（石綿障害予防規則第13条）、保護具の使用（石綿障害予防規則第14条）、常時石綿等が取り扱われる屋内作業場における作業環境測定（石綿障害予防規則第36条）等の規定にも留意する必要がある。</p> <p>また、廃石綿等処理業者及び石綿含有廃棄物処理業者は、取扱い作業員に対して特別教育を行うことが望ましい。</p>

マニュアルの改訂箇所

章	項目	現行	改定案																								
第3章 排出	3. 1. 解体時等の留意点	石綿が吹き付けられた、又は、石綿を含む建築材料が使用された建築物・工作物の解体等、又は、特定粉じん発生施設において、石綿含有廃棄物等を排出する際には、以下の事項に留意すること。 ① 石綿の飛散防止 ② 作業員等のばく露防止 ③ 石綿含有廃棄物等の分別排出	石綿が吹き付けられた、又は、石綿を含む建築材料が使用された建築物・工作物の解体等 工事 又は、特定粉じん発生施設において、石綿含有廃棄物等を排出する際には、以下の事項に留意すること。 ① 石綿の飛散防止 ② 作業員等のばく露防止 ③ 廃石綿等及び石綿含有廃棄物 の分別排出																								
第3章 排出	3. 1. 解体時等の留意点 【解説】 1	吹付け石綿及び石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材が使用された建築物や工作物の解体等については、大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則等の関係法令に作業での遵守事項が定められている。また、石綿含有成形板等が使用された工作物の解体等についても、労働安全衛生法、石綿障害予防規則等に作業での遵守事項が定められている。	全ての石綿含有建材 が使用された建築物や工作物の解体等については、大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則の関係法令に おいて 作業での遵守事項が定められている。																								
第3章 排出	3. 1. 解体時等の留意点 【解説】 3	なお、石綿が吹き付けられた、又は、石綿を含む建築材料が使用された建築物等の解体等については、石綿の飛散度合いによって作業手順や飛散防止等の措置が異なるため、事前に大気汚染防止法、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則等を十分確認すること。 また、作業に当たっては、具体的なマニュアルが多数示されているので併せて参考にすること（表3-1参照）。	なお、石綿が吹き付けられた、又は、石綿を含む建築材料が使用された建築物等の解体等については、 石綿含有建築材料の種類 によって作業手順や飛散防止等の措置が異なるため、事前に大気汚染防止法、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則を十分確認すること。 また、作業に当たっては、具体的なマニュアルが多数示されているので併せて参考にすること（表3-1参照）。																								
第3章 排出	3. 1. 解体時等の留意点 【解説】 3 表3-1 具体的なマニュアルの例	<table border="1"> <thead> <tr> <th>書名</th> <th>発行者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル</td> <td>建設業労働災害防止協会</td> </tr> <tr> <td>既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説</td> <td>(財)日本建築センター</td> </tr> <tr> <td>建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル</td> <td>(社)日本作業環境測定協会</td> </tr> <tr> <td>建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル</td> <td>環境省</td> </tr> <tr> <td>建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い（パンフレット）</td> <td>建設副産物リサイクル広報推進会議</td> </tr> </tbody> </table>	書名	発行者	建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル	建設業労働災害防止協会	既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説	(財)日本建築センター	建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル	(社)日本作業環境測定協会	建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル	環境省	建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い（パンフレット）	建設副産物リサイクル広報推進会議	<table border="1"> <thead> <tr> <th>書名</th> <th>発行者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル</td> <td>建設業労働災害防止協会</td> </tr> <tr> <td>既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説 2018</td> <td>(一財)日本建築センター</td> </tr> <tr> <td>建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル</td> <td>厚生労働省、環境省</td> </tr> <tr> <td>建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い（パンフレット）</td> <td>建設副産物リサイクル広報推進会議</td> </tr> <tr> <td>石綿粉じんへのばく露防止マニュアル（平成28年4月）</td> <td>建設業労働災害防止協会</td> </tr> </tbody> </table>	書名	発行者	建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル	建設業労働災害防止協会	既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説 2018	(一財)日本建築センター	建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル	厚生労働省、環境省	建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い（パンフレット）	建設副産物リサイクル広報推進会議	石綿粉じんへのばく露防止マニュアル（平成28年4月）	建設業労働災害防止協会
書名	発行者																										
建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル	建設業労働災害防止協会																										
既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説	(財)日本建築センター																										
建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル	(社)日本作業環境測定協会																										
建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル	環境省																										
建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い（パンフレット）	建設副産物リサイクル広報推進会議																										
書名	発行者																										
建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル	建設業労働災害防止協会																										
既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説 2018	(一財)日本建築センター																										
建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル	厚生労働省、環境省																										
建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い（パンフレット）	建設副産物リサイクル広報推進会議																										
石綿粉じんへのばく露防止マニュアル（平成28年4月）	建設業労働災害防止協会																										

マニュアルの改訂箇所

章	項目	現行	改定案
第3章 排出	3. 1. 解体時等の留意点 【解説】4	石綿含有廃棄物等は、他の廃棄物と混ざらないよう分別し、排出しなければならない。	石綿含有廃棄物等は、他の廃棄物と混ざらないよう分別し、排出しなければならない。石綿含有仕上塗材などの石綿含有建材は、その性状により、母材と一体に除去され、分別することが著しく困難である場合も想定されるが、その場合は混合廃棄物として取り扱い、母材と石綿含有建材の両方の種類の廃棄物の処理基準を遵守しなければならない。石綿含有廃棄物は、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するものとされているが、それは除去前の建材における含有濃度で判断するものであって、除去後の混合廃棄物における含有濃度によって判断することは適切ではない。
第3章 排出	3. 1. 解体時等の留意点 【解説】5	(新設)	関係法令に基づく石綿の飛散防止に係る措置を講ずることによって、作業場からの搬出時に石綿の飛散が生じないようにすること。また、廃棄物保管場所までの移動においても、搬出時に講じた飛散防止措置が保持されること、廃棄物の破碎・切断等をおこなわないこと等により、石綿の飛散が生じないようにすること。さらに、作業場の清掃等に当たって発生する廃棄物も、石綿が付着しているおそれのあるものは、除去等により発生した廃棄物と同様に扱うこと。
第3章 排出	3. 2. 事業場における保管	3.2 事業場における保管	3.2 事業場における保管 (3.3 飛散防止 に記した内容を除く)
第3章 排出	3. 2. 事業場における保管 <廃石綿等>	(参)法第12条の2第2項	(参)法第12条の2第2項、規則第8条の13
第3章 排出	3. 2. 事業場における保管 <石綿含有廃棄物>	(参)法第12条第2項	(参)法第12条第2項、規則第8条
第3章 排出	3. 2. 事業場における保管 【解説】1	(5) 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けること等必要な措置を講じること。 (参)規則第8条第4号、第8条の13第4号	(5) 廃石綿等に他の物が混入するおそれのないように、また石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設けること等必要な措置を講じること。 (参)規則第8条第4号、第8条の13第4号
第3章 排出	3. 3. 飛散防止 <廃石綿等>	(参)規則第8条の13第5号ニ	(参)規則第8条の13第5号へ
第3章 排出	3. 3. 飛散防止 <廃石綿等> 【解説】3	なお、プラスチック袋を使用する場合は、厚さが0.15mm以上のものが望ましい。	なお、プラスチック袋を使用する場合は、厚さが0.15mm以上のものを使用すること。
第3章 排出	3. 3. 飛散防止 <石綿含有廃棄物> 〔石綿含有産業廃棄物〕	排出事業者は、石綿含有産業廃棄物の飛散を防止するため、石綿含有産業廃棄物が運搬されるまでの間、覆いを設けたり、こん包するなど必要な措置を講ずる。	排出事業者は、石綿含有産業廃棄物の飛散を防止するため、石綿含有産業廃棄物が運搬されるまでの間、覆いを設ける、梱包するなどの必要な措置を講ずる。

マニュアルの改訂箇所

章	項目	現行	改定案
第3章 排出	3. 3. 飛散防止 <石綿含有廃棄物> 〔石綿含有産業廃棄物〕 【解説】2	排出事業者は、石綿含有産業廃棄物の飛散を防止するため、石綿含有産業廃棄物が運搬されるまでの間、次の措置を講ずるものとする。 (1) 荷重により変形又は破断しないよう整然と積み重ねる。 (2) 飛散しないようシート掛け、袋詰め等の対策を講ずる。	排出事業者は、石綿含有産業廃棄物の飛散を防止するため、石綿含有産業廃棄物が運搬されるまでの間、次の措置を講ずるものとする。 (1) 荷重により変形又は破断しないよう整然と積み重ねる。 (2) 飛散しないようシート掛けする、梱包する等の対策を講ずる。
第3章 排出	3. 3. 飛散防止 <石綿含有廃棄物> 【解説】3	(新設)	石綿含有仕上塗材が廃棄物となったものは、石綿含有廃棄物の中でも石綿の飛散性が比較的高いおそれがあることから、基準で求める飛散防止のために必要な措置として、確実な梱包を行うことが必要である。さらに、廃棄物の性状が粉状又は汚泥状であるため、袋の破損等が起こると廃棄物が流出する蓋然性が高いものであることから、確実な梱包として、排出時に耐水性のプラスチック袋等により二重で梱包を行うこと。また、梱包の前に固型化、薬剤による安定化等の措置を講ずることが望ましい。 【図3-4 耐水性プラスチック袋の例】、【図3-5 二重梱包の例】を追加
第3章 排出	3. 4 容器等への表示 【解説】4	石綿含有産業廃棄物については、容器等への表示の義務はないが、石綿含有産業廃棄物の混入や飛散を防止するために、廃石綿等に準じて、覆いや袋詰め容器等に石綿含有産業廃棄物である旨及び取り扱いに注意すべき事項を表示することが望ましい。	石綿含有産業廃棄物については、容器等への表示の義務はないが、石綿含有産業廃棄物の混入や飛散を防止するために、廃石綿等に準じて、覆いや梱包容器等に石綿含有産業廃棄物である旨及び取り扱いに注意すべき事項を表示することが望ましい。
第3章 排出	3. 5. マニフェストの交付等	(新設)	④当該年度の前々年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場を設置する事業者が、当該事業場から生ずる特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合に限り、電子マニフェストの使用の義務対象となる。 (参)法第12条の5第1項、規則第8条の31の2、第8条の31の3
第3章 排出	3. 5. マニフェストの交付等 【解説】10	(新設)	法第12条の5第1項等に基づき、当該年度(令和2年度以降)の前々年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場を設置する事業者が、当該事業場から生ずる特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合に限り、電子マニフェストの使用の義務対象となる。電子マニフェスト使用義務者に該当するか否かは、当該年度の前年度に提出された処理計画(様式第2号の13)の「電子情報処理組織の使用に関する事項」欄に記載された特別管理産業廃棄物排出量から判断する。同一の事業場から発生するものであってもいわゆる普通産廃やPCB廃棄物の処理を委託する際は紙マニフェストの使用も可能。また、電子マニフェスト使用義務者となるか否かは年度ごとに判断するため、いったん電子マニフェスト使用義務者となった事業者であっても、特別管理産業廃棄物の発生量が50トン未満となった年度の翌々年度は、義務対象から外れることとなる。

マニュアルの改訂箇所

章	項目	現行	改定案
第4章 収集・運搬	4. 2. 1 飛散防止 【解説】2	(新設)。	【図4-1 板状建材用の梱包】を追加
第4章 収集・運搬	4. 2. 1 飛散防止 【解説】5	(新設)	石綿含有仕上塗材が廃棄物となったものは、飛散及び流出の防止のため、排出時に措置した二重梱包の状態のまま運搬すること。また、けい酸カルシウム板第1種が切断・破砕されて廃棄物となったもの、除去時に用具又は器具等に付着した石綿含有廃棄物等は、石綿含有廃棄物の中でも収集・運搬等の処理の過程における石綿の飛散性が比較的高いと考えられるため、基準で求める飛散及び流出の防止の措置として、フレキシブルコンテナや十分な強度を有するプラスチック袋等に梱包して廃棄物の露出がないようにすることが必要である。
第4章 収集・運搬	4. 2. 2 運搬車・運搬容器 <廃石綿等> 【解説】2	上記1で示した内容を運搬車の車体の両側面に表示する場合は、次のとおり、識別しやすい色の文字で表示すること。	上記1で示した内容を運搬車の車体の両側面に表示する際は、次のとおり、識別しやすい色の文字で表示すること。
第4章 収集・運搬	4. 2. 2 運搬車・運搬容器 <石綿含有廃棄物> 【解説】3	上記2で示した内容を運搬車の車体の両側面に表示する場合は、識別しやすい色の文字で表示すること。詳細は「p43【解説2】」を参照されたい。 (参)規則第7条の2の2第3項	上記2で示した内容を運搬車の車体の両側面に表示する際は、識別しやすい色の文字で表示すること。詳細は「4.2.2【解説2】」を参照されたい。 (参)規則第7条の2の2第3項
第4章 収集・運搬	4. 2. 3 保管・積替え <石綿含有廃棄物> 【解説】5	石綿含有廃棄物の積替え又は保管に係るその他の規定については、「p46【解説3】」を参照されたい。その場合、廃石綿等は石綿含有廃棄物に、特別管理産業廃棄物は一般廃棄物又は産業廃棄物に読み替えることとする。 (参)令第3条第1号へ、ト、リ、ヌ、第6条第1項第1号ホ、へ	石綿含有廃棄物の積替え又は保管に係るその他の規定については、「4.2.3【解説3】」を参照されたい。その場合、廃石綿等は石綿含有廃棄物に、特別管理産業廃棄物は一般廃棄物又は産業廃棄物に読み替えることとする。 (参)令第3条第1号へ、ト、リ、ヌ、第6条第1項第1号ホ、へ
第4章 収集・運搬	4. 3. 帳簿の備付け 【解説】2	上記1の帳簿は1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年ごとに保存すること。 (参)規則第2条の5第3項、規則第10条の8第3項、規則第10条の21第3項	上記1の帳簿は1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業場ごとに保存すること。 (参)規則第2条の5第3項、規則第10条の8第3項、規則第10条の21第3項

マニュアルの改訂箇所

章	項目	現行	改定案
第5章 中間処理	5. 3. 中間処理法 〈石綿含有廃棄物〉 【解説】6	中間処理施設の構造及び維持管理基準は「p52、53【解説5、6】」と同様である。	中間処理施設の構造及び維持管理基準は「5.3【解説5、6】」と同様である。
第5章 中間処理	5. 3. 中間処理法 5. 3. 1 溶融処理	①廃石綿等又は石綿含有廃棄物の溶融処理は、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の溶融施設によって行わなければならない。 (参)規則第10条の17第1号イ(6)、平成18年環境省告示第102号	①廃石綿等又は石綿含有廃棄物の溶融処理は、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の溶融施設によって行わなければならない。 (参)規則第10条の17第1号イ(7)、平成18年環境省告示第102号
第5章 中間処理	5. 3. 中間処理法 5. 3. 1 溶融処理 【解説】3(8)	(参)規則第12条の2第13項	(参)規則第12条の2第14項
第5章 中間処理	5. 3. 中間処理法 5. 3. 1 溶融処理 【解説】4(11)	(参)規則第12条の7第13項	(参)規則第12条の7第14項
第5章 中間処理	5. 4. 帳簿の備付け 【解説】2	上記1の帳簿は1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年ごとに保存すること。 (参)規則第2条の5第3項、規則第10条の8第3項、規則第10条の21第3項	上記1の帳簿は1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業場ごとに保存すること。 (参)規則第2条の5第3項、規則第10条の8第3項、規則第10条の21第3項

マニュアルの改訂箇所

章	項目	現行	改定案
第6章 最終処分	6. 1. 最終処分 <廃石綿等>	(※) <「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」(環境省) 抜粋> 「薬液等」 薬液には、表面に皮膜を形成するもの、吹き付け石綿内部に浸透し湿潤化を図るもの、内部に浸透し固化するもの等さまざまなタイプのものが市販されており、目的に応じて使い分けることが必要である。 なお、「薬液等」の「等」には水も該当する。	(※) <「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」(厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課・環境省水・大気環境局大気環境課) 抜粋> 「薬液、薬液等」 薬液等は石綿の飛散を抑制・防止するために用いられる薬液や水のこと。「薬液」には粉じん飛散抑制剤と粉じん防止処理剤がある。また、石綿含有仕上塗材の除去においては、剥離剤も薬液に含まれる。薬液と水を併せて「薬液等」という。薬液等は使用状況、目的に合わせて効果のあるものを選択する必要がある。
第6章 最終処分	6. 1. 最終処分 <石綿含有廃棄物> 【解説】2	石綿含有廃棄物の埋立ては、廃棄物処理法第8条第1項又は第15条第1項に基づく許可を受けた最終処分場で行うこと。当該最終処分場は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年3月14日総理府令・厚生省令第1号(基準省令))」で規定されている廃棄物の最終処分場の構造基準及び維持管理基準に適合したものでなければならない。	石綿含有廃棄物の埋立ては、廃棄物処理法第8条第1項又は第15条第1項に基づく許可を受けた最終処分場で行うこと。当該最終処分場は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年3月14日総理府令・厚生省令第1号(基準省令))」で規定されている廃棄物の最終処分場の構造基準及び維持管理基準に適合したものでなければならない。なお、石綿含有産業廃棄物が汚泥等の安定型産業廃棄物以外の廃棄物に該当する場合は、管理型最終処分場又は遮断型最終処分場で処分すること。
第6章 最終処分	6. 1. 最終処分 <石綿含有廃棄物> 【解説】4	(新設)	石綿含有産業廃棄物が汚泥に該当する場合は、埋立処分に当たって含水率85%以下にする必要がある。そのため、含水率が85%を超えるおそれがある等の場合には、排出時に固型化、薬剤による安定化等の措置を講じることが有効である。
第6章 最終処分	6. 2. 受入れ <石綿含有廃棄物> 【解説】3	石綿含有廃棄物の受入れの際には、排出事業者から提供された廃棄物データシート(WDS)等の情報や目視等により受入物の検査を行い、契約書及びマニフェストに記載された廃棄物であることを確認すること。また、受入物が、破損等により飛散していないことも併せて確認すること。	石綿含有廃棄物の受入れの際には、排出事業者から提供された廃棄物データシート(WDS)等の情報や目視等により受入物の検査を行い、契約書及びマニフェストに記載された廃棄物であることを確認すること。また、受入物が、破損等により飛散していないことも併せて確認すること。梱包等の飛散防止措置が講じられた石綿含有産業廃棄物を目視等により検査を行う際は、廃棄物が梱包容器等から飛散することがないように留意すること。

マニュアルの改訂箇所

章	項目	現行	改定案
第6章 最終処分	6. 4. 埋立方法 〈石綿含有廃棄物〉	②埋立時の留意点 転圧する場合は、重機が直接埋立対象物の上に載ることのないよう覆土した後に行うこと。 ③覆土 1日の作業終了後、埋立面の上面を覆土する。	②袋又は容器等による梱包 比較的飛散性の高いものとして梱包されて搬入された石綿含有廃棄物は、袋又は容器等に入れたまま埋立を行う。 ③埋立時の留意点 梱包されたまま埋め立てられる石綿含有廃棄物は、重機等によりその袋又は容器等を破損しないよう留意すること。転圧する場合は、重機が直接埋立対象物の上に載ることのないよう覆土した後に行うこと。 ④覆土 1日の作業終了後、埋立面の上面を覆土する。
第6章 最終処分	6. 4. 埋立方法 〈石綿含有廃棄物〉 【解説】3	(新設)	石綿含有仕上塗材が廃棄物になったものなど、石綿含有廃棄物のうち比較的飛散性の高いものとして、梱包して収集・運搬されたものは、梱包した状態で埋め立てること。
第6章 最終処分	6. 4. 埋立方法 〈石綿含有廃棄物〉 【解説】4	転圧する場合には、破碎により石綿が大気中に飛散することがないように覆土の後に行うこと。	梱包されたまま埋め立てられる石綿含有廃棄物は、重機等によりその袋又は容器等を破損しないよう留意すること。転圧する場合には、破碎により石綿が大気中に飛散することがないように覆土の後に行うこと。